

水戸支部



令和3年度「第2回業務研修会」

日 時：令和3年12月15日(水)
午後6時30分～午後8時
場 所：水戸生涯学習センター 大講座室
内 容：テーマ「遺言・相続」
講師 出澤 琢磨 先生

「第2回業務研修会」が、水戸生涯学習センターにて開催されました。

今回のテーマは「遺言・相続」で、税理士としても活躍されていらっしゃる出澤琢磨先生に講義をしていただきました。

まず、遺言の基礎的な内容を丁寧に説明された後に、実際の遺言書作成の流れに沿って、具体的な手続上の留意点を講義していただきました。

次に、相続について相続開始から相続税申告までの流れを、それぞれの場面での注意点とともに詳細な解説をしていただきました。講義では、出澤先生が実際使われている財産目録作成例などもご紹介いただき、税理士の資格もお持ちである出澤先生ならではの、深い造詣と豊富な経験に裏打ちされた内容に、参加者一同、大変感銘を受けました。

ありがとうございました。



令和3年度「第3回業務研修会」

日 時：令和4年1月13日(木)
午後6時30分～午後8時
場 所：水戸生涯学習センター 大講座室
内 容：テーマ「入管業務の基礎」
講師 中村 祐治 先生

「第3回業務研修会」が、水戸生涯学習センターにて開催されました。

今回のテーマは「入管業務の基礎」で、入管業務に豊富な経験を有していらっしゃる中村祐治先生に講義をしていただきました。

まず、今回は初めて入管業務を行う先生方を対象にした研修会ということで、入管業務の基本的な用語を説明していただきました。各用語ごとに丁寧な解説がなされ、これから入管業務に取り組もうとされている先生方には、大いに参考になったと思われます。

その後、実際の手続きの流れに沿って講義がなさ

れました。随所に中村先生のご経験を織り交ぜて解説していただき、大変参考になりました。

講義の最後では、入管関係の書籍についても詳細に言及していただき、各々の今後のスキルの高め方もお伝授いただきました。

ありがとうございました。





新年ご祈禱

日 時：令和4年1月18日(火) 午前10時30分～
場 所：水戸東照宮

会員の皆様の健康及び業務の繁栄を祈念いたしまして、水戸東照宮にて新年のご祈禱をしていただきました。

水戸東照宮は、元和7年（1621年）4月21日に、水戸初代藩主徳川頼房公が、父徳川家康公の御霊をこの地に祀るために創建された400年の歴史がある神社です。

参加者一同拝殿に着席し、和太鼓や鉦による重厚な神楽が演奏される中、ご祈禱が始まりました。

厳かな雰囲気の中、まず、神職によって祝詞が奏上され、それに続き、久保支部長により玉串が奉納されました。ご参列の先生方は、今年が更なる飛躍の年になることを願い、謹んで拝礼していたと思われます。

新型コロナの影響がなかなか終息しない中、参加された先生方におかれましては、新たな活力を充実させる良い機会となりました。



※ 水戸支部では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じたうえで、管轄の全ての市と町において、無料相談会を実施しております。

(通信員 宇野 雅彦)

県南支部



第6回 理事会

日 時：令和4年2月27日(日)
午前10時30分～午前11時40分

場 所：L'AUBE kasumigaura
(ローブ かすみがうら)

出席者：19名

【審議事項】

特になし

【協議事項】

1. 支部総会開催について

5月に予定している「令和4年度県南支部総会」の準備や作業スケジュール、予定議案等について担当部長から説明と確認が行われた。

2. 令和3年度事業報告、令和4年度事業計画

令和3年度に実施した事業活動報告として、業務研修会、研修旅行、行政書士制度広報月間に伴う活動、常設無料相談会、新型コロナウイルス関連に係る行政手続き相談、支部ホームページの開設などについて、担当部長の総括と各担当者から報告が行われた。

また、令和3年度の活動を踏まえたうえで、令和4年度の事業計画(案)について協議を行った。特に新たな広報活動として、規模を拡大した相談会の実施についてさらに検討を重ねていくこととなった。

3. 令和3年度決算報告、令和4年度予算計画

2月15日時点の令和3年度収支状況と最終決算の見込み及び令和4年度予算計画(案)について担当部長から報告があり、各収支項目について協議を行った。

【報告事項】

1. 稲敷市コロナ手続き相談の件

担当副支部長から「稲敷市コロナ手続き相談の件」について報告があり、令和4年5月頃まで継続実施の見込みとなった。事業復活支援金や営業時間短縮の補償手続きなどの相談に対応している。



県南支部総会の準備に向けて議案を審議する各理事

第3回 業務研修会

日 時：令和4年2月27日(日)
午後1時30分～午後3時30分

場 所：L'AUBE kasumigaura
(ローブ かすみがうら)

講 師：第一部 「外国人雇用の基礎知識」

講師 申請取次行政書士 池田 有美先生
第二部 「難民・収容・仮放免等について
の制度概要と事例解説」

講師 申請取次行政書士 大町 剛先生

受講者数：42名

第一部 外国人雇用の基礎知識

今回の業務研修会は会場での開催を予定していたが、茨城県内にまん延防止等重点措置が発令されていることからハイブリッドの形式(リアル受講+

Zoom受講)で実施。合計39名が参加した。

最初に池田有美先生は「外国人を雇用する際にちょっとした手違いで雇用主が法律違反する恐れがあります。行政書士は事業者が間違いを起こさないようアドバイスすることが必要です」と言い、外国人雇用の現状、外国人労働者へのイメージ、在留資格の種類、在留カードの読み方、事業主から寄せられる主な相談内容など多岐に渡るテーマを講義した。外国人労働者へのイメージとして「低賃金で雇えるの?」、「日本語は大丈夫?」、「文化の違いは大丈夫?」などがある。これらについて事業主の誤解を解き、「外国人雇用の適切な展開とより良い関係性の構築に貢献することが大切です」。在留資格には様々な種類があり、働ける条件が異なるので注意が必要。また、不正な在留カードを見破るための方法

を解説した。最後に外国人との人間関係の作り方のコツとして「あいまいな表現はなるべく避けて、はっきりとした意思表示により明確化することが大切」とアドバイス。



講師の池田有美先生

きりとした意思表示により明確化することが大切」とアドバイス。



ハイブリッド方式で実施した研修会

第二部 難民・収容・仮放免等についての制度概要と事例解説

第2部では、異色の経歴を持つ大町剛先生が入管業務と関連性の強い「難民・収容・仮放免等の制度概要と制度上の問題点等」を講義した。「難民」という言葉のイメージと「難民の地位に関する条約」で定義されている難民とは大きく異なるとしたうえで、日本の難民認定基準は非常に厳しく運用され認定率は非常に低い。これは独立した認定機関の不在が原因という。出入国を取り締まる出入国在留管理庁が難民の保護を認定するというシステム上の矛盾があると指摘。「難民条約やそれに基づく難民保護のシステムは人間の安全保障である。帰国することが出来ない外国人の事情をすくいあげ、行政との間に橋を架けることが行政書士の仕事では」という。

収容とは外国人に対してのみ使われる言葉で、退去強制事由に該当すると思われる者が対象。収容されると違反調査や違反審査、口頭審理などが行われ

法務大臣決済（在留特別許可、退去強制令書）が出る。仮放免は一時的に収容を停止し、身柄の拘束を仮に解く措置をいう。仮放免者が生み出される背景や現状、入管施設が抱える問題（収容者の自殺者、餓死、医療放置等）について解説した。



講師の大町剛先生

（通信員 澁谷 輝男）

県西支部



1. 県西支部新年度企画 農業委員会特集

取材にご協力いただいた



常総市：古谷 克美 先生



筑西市：永井 尚子 先生

◆そもそも農業委員会制度とは

農業委員会は、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されています。農地法の申請など行政書士業務にも身近な存在ですが、実際に委員会の中でどのような活動をされているのか興味深いところです。

県西支部では、地元農業委員と兼任の支部会員が活躍されています。今回身近におられるお二人の先生のご厚意により、お話を伺うことができました。

◆農業委員会のお仕事について（古谷先生・永井先生インタビュー）

①農業委員は農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる者を選ぶとされていますが、実際どのような方が選ばれていますか？青年・女性の積極的な登用に努めることとありますが、若い方や女性の委員は何割ほどいらっしゃいますか？

（古谷先生）常総市の農業委員会では19名中女性は1名、委員のほとんどが60代以上という状況です。新規就農や若い方の就農がそもそも少ないため、高齢の委員が多くなっています。

（永井先生）筑西市の農業委員会では24名中、女性は私も含めて5名です。農業委員の高齢化は、筑西市でも指摘されています。

②古谷先生、永井先生ともに中立委員をされていると伺いました。

中立委員はどのような方が任命されることが多いのですか？

（古谷先生）常総市では中立委員を1名置いています。農業委員会では農地の売買のための許可や転用のための許可を取り扱うため、中立委員は「農業委員会の所掌事項に利害関係を有しな

い者」、つまり農業専門でない人が選ばれます。私も畑作をして農業者台帳に登録されていますが、出荷はしていません。

したがって茨城県行政書士会と自治会長や地元の方々の推薦で農業委員に選ばれました。（永井先生）筑西市は中立委員が2名で、2名とも女性です。私も茨城県行政書士会と地元自治会長からのご推薦をいただきました。中立委員は、士業からだけでなく、元公務員の方や主婦の方も選ばれています。

②-2 理論上は先生方が作成した農地関係の申請を、ご自身が農業委員会で審査する場合もありえますよね。

（古谷先生）今の所そのような事態は起こっていません。しかし申請者が農業委員会の者の場合、その申請の審査からは申請者を外して審査するような形になるかと思われます。

（永井先生）あまりそのような事例は聞きませんが、申請者が農業委員会の者の場合でも、農業委員会では申請当事者の方々を番号で呼称して審査しますし、その申請の審査を申請者が担当しないようにして審査するような形になるかと思われます。

（鈴木）自分が自分の申請を審査するような形にはならないのですね！

③推進委員とともに申請された農地転用予定地などを調査するとありますが、何に注意して調査されますか？

（古谷先生）常総市では農業委員と別に推進委員が17名おり、農業委員も一緒に4つの班へ分かれて現地調査にあたっています。

調査の際に注意することは、農業振興地域（農用地区域内農地）かどうか、その農地が取得されてから何年経っているか必ず調べます。乱開発を防ぐため、売買や転用は「3年3作」が経過してから許可する通例になっています。

もう一点は農地の現状です、使っていない畑を駐車場や資材置き場にしている光景はよく見られますが、申請を審査する農業委員会としては問題です。例えば駐車場として農地転用の申請をした農地が、すでに砂利を入れて駐車場として使っているというような場合は、始末書の対象となります。

（永井先生）筑西市でも推進委員と農業委員、そし

て中立委員で4～5名の班を作り、現地調査にあたっています。推進委員の方も調査に参加しますが、農業委員会の総会には出席しません。

現地調査では、やはり農業委員会の台帳と農地の現状との齟齬に注意します。

農地転用の申請を受けた農地がすでに駐車場になってしまっていたり、車庫が建っていたりすると、始末書の対象となります。

また売主や買主など申請の当事者双方に、電話で意向を確認します。当人の知らないうちに農地が売買・転用されてしまうことを防ぐため、繋がるまで必ず電話をかけ続けます。

③-2 このような申請の審査以外にはどのような職務をされているのですか？

(古谷先生) 現在常総市の農業委員会では、農地の集積・活用に力を入れています(後述)。農地の現況調査や所有者の意向調査を行なっています。耕作放棄地を発見したり、将来使う予定のない農地を、耕作してくれそうな方へつなげるためです。

(永井先生) 筑西市でも夏ごろ年に一度、遊休農地の調査を行なっています。遊休農地の実態把握と発生防止・解消のためです。先述の予定地調査と同じく班で調査に向かい、筑西市では遊休農地を調査後5段階に分類し、再生利用が困難な農地は農地から外すなど、それぞれ段階に応じた措置を取ります。

④農地中間管理機構と農業委員会とは連携していると伺いましたが、具体的にはどのような連携体制を取っているのですか？

(古谷先生) 農業委員会では数年に一度農地所有者へ意向調査を行っています。将来耕作を続けるのか、貸したいのかなどの調査結果を農政課に繋ぎます。農地中間管理機構の事務は農政課の管轄ですので、調査結果をもとに対応してもらいます。

⑤農用地利用集積計画は実際に年何件ぐらいあるのですか。印象的な計画などはありますか？

(古谷先生) 農用地利用集積計画も実は農政課の管轄で、農業委員会で実際に話し合ったりはしませんが、結果は回覧されるので参考にします。

令和2年度の常総市における農地集積実績について

集積目標 2750ha

集積実績 2513ha (うち新規実績 25ha)

集積実績には、更新が含まれています。農地利用最適化事業がスタートした2018年以前から既に2000haを超える面積が集積されました。

⑥農業委員会が審査する許可申請において、行政書士が申請する際の注意点はありますか？

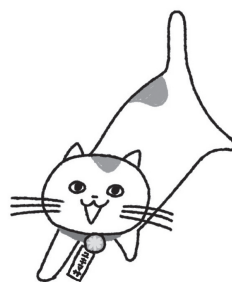
(古谷先生) 農業振興地域(農用地区域内農地)の転用については注意が必要です。依頼された際は区域内かどうかよく確認してから申請してください。

前出ですが農地転用の場合は、その農地を取得後何年経っているかを確認し、3年3作が経過していない場合は注意です。

行政書士が申請するのですから、申請書類はプロ意識を持って作成してください。常総市では今のところ、行政書士の出した申請が不許可になった事例はありませんが、修正を要するものも散見されます。耕作面積など、申請者の自己申告と農業委員会の台帳の耕作面積が異なる場合も多いです。農業委員会に耕作面積をよく確認して申請書類を作成すると良いですよ。

(永井先生) 筑西市は私が関連したものに、行政書士による申請はあまり多くないのですが、申請書の中には、修正・訂正のひどい申請書や全て手書きのものも見受けられます。もちろんこれらは行政書士の作成書類ではありませんが、申請の際は、再確認をしたうえできちんとした申請書を作成し、審査がしやすいよう心がけて頂けるとありがたいです。

古谷先生、永井先生、ありがとうございました！



2・県西支部新年会について

去る1月29日（土）に県西支部新年会が予定されておりましたが、新型コロナウイルス流行の影響により延期となりました。県西支部では感染状況に注意しつつ、本年も勉強会や研修を企画しております。どうぞ奮ってご参加下さい。

コラム

遊撃！通信員の行政書士たび② ～鈴木、東京さ行くだ～

新型コロナウイルスの流行により長らく東京行きを控えていた通信員の鈴木ですが、感染が落ちついた昨年12月に、東京都行政書士会文京支部無料相談会へ訪問させていただきました。

学生時代6年間を文京区に通い、文京支部無料相談会で出会った先生方に勧められて行政書士になった経緯もあり、鈴木にとっては精神的里帰りの旅となりました。石井伸幸文京支部長や当時お世話になった先生方もご健在で、とても嬉しく思いました。（当時支部長をされていた宮本重則先生は、なんと東京都行政書士会の会長に就任されていました！）

早速相談業務に参加させて頂き、土地問題のご相談を受けました。文京支部のある文京区周辺は地価も高く、不動産を含む相続・土地問題が相談件数のトップだそうです。地元常総市相談会と内容のあまりの違いに驚きながらも、筆界特定の実務について詳しく伺い、大変勉強になりました。

現在文京支部では、元エンジニアの支部会員有志によって、支部会員同士でデータを共有したりビデオ通話ができるグループウェアアプリケーションを開発中。前職の経験を活かし、若手の先生方も役員や講師として大いに活躍されているとのことでした。



人目をひく、無料相談会ののぼり旗。



文京支部の先生方と。中央が石井伸幸文京支部長。

（通信員 鈴木 智絵）



カミスガ

県北支部地域の一つである那珂市では、2ヵ月に一度、一日限定の商店街が現れます。

「カミスガ」と呼ばれるこの商店街は、JR水郡線上菅駅前の長い通りを利用して行われ、毎回大勢が来場し、10年もの長きにわたり催されてきました。

「カミスガ」は地元や近隣の有志により立ち上げた一般社団法人カミスガプロジェクトにより運営され、那珂市にとって今や大切な催し物の一つであると認識されております。

開催当日の会場を見渡しますと、様々なお店やイベントで溢れております。食品を売るお店は何処で何を買うか迷うほど種類に溢れ、他に花屋、化粧品店、雑貨屋、整体院その他いろいろ、更に県北支部理事で茨城県議会議員の遠藤 実先生は、この「カミスガ」に遠藤 実行政書士事務所として出店され、来場者に対し無料相談を実施されました。一日限定ではありますが、実に多種多様なお店が軒を連ねている商店街となっております。また、その様なお店以外にも大型トラックの荷台を利用したステージによるコンサートや、会場わきにある広場を使っつての子供向けのゲームと体験型の科学実験、猿回しによる演目やポニーの乗馬体験、特設リングを設けてのプロレス観戦等々、来場すれば老若男女が一日中楽しめるようになっております。しかしここ数年のコロナの影響による開催の中止が続き、人々の間で「カミスガ」は忘れられてしまったかのようになってしまいましたが、昨年12月に感染者数が低く落ちついた時期に開催に至ったものの、感染対策により出店数を大幅に減らしたため、来場者も少ないのではと懸念されました。しかし、そのような関係者の予想に反し、開催当日は大勢が来場し、大盛況で終わりました。このことから「カミスガ」に対する人々の期待度がうかがわれます。

これら功績により平成24年度地域づくり総務大臣賞受賞、平成26年度あしたのまち・くらしづくり活動賞内閣官房長官賞受賞等高い評価を受け、「カミスガ」開催中には県内外からの自治体関係者が視察に訪れるなど、地域活性化策の一つの良い手本として見られております。また一般社団法人カミスガプロジェクトでは、「カミスガ」以外にも様々な事業を展開し、地域活性のために精力的に活動しています。

次回「カミスガ」の開催予定は6月5日(日)です。

以下、カミスガプロジェクト代表の菊池さんよりコメントを寄せて頂きました。

一般社団法人カミスガプロジェクトは2011年に起きた東日本大震災の後、復興ブームの中、あえて「新興」を目的に立ちあげた地域作り会社です。行政による都市計画、駅前開発によってできてしまった駅前の広大な空き地に、民間主導で「新しい商店街を作ろう」という目的で立ち上げました。隔月に1回、駅前の大通りにテントのお店を並べて開催する歩行者天国の商店街イベント、都会と地方の地域間交流と子供達への地場産業のPRを目的にしたツアー事業、地域の隠れた観光資源を掘り起こし、同時に新しい産業を創出するための映画製作事業など、様々な分野において活動しています。全ての事業を、補助金や助成金に頼らず、自己資本と企業からの協賛等で行っている地域作りを目的にした会社では異例の団体です。

設立10年を迎え、駅前の通りには少しずつ商店が出来はじめました。映画館も完成しました。今後も地域のために、そして茨城県北部地域の玄関口として、周辺市町村にも良い影響を与え続けられるよう、精一杯事業に取り組んで参ります。

一般社団法人カミスガプロジェクト代表

菊池 一俊



カミスガ会場風景



桜満開の頃



カミスガ会場風景



モグラ叩きゲーム



中村先生と遠藤先生 ブース前にて



トラックステージ



猿まわし



キッズステージ

(通信員 飛田 宏道)



相続遺言セミナー

日 時：令和3年12月17日（金） 午後1時30分～

場 所：潮来市立中央公民館

潮来市民生委員児童委員協議会定例会において、相続遺言セミナーを実施しました。依頼を受けての開催です。多くの参加者に盛大な拍手を頂き、今までの活動が益々成長していくことを嬉しく思っています。相続遺言セミナーは令和2年より、鹿行支部独自の活動として行って参りました。多くの先生方のご協力のなかで進めている活動です。これからも、市民の皆様のお役に立てるよう、内容をより充実したものにしていきたいと思います。



多くの方に拍手をいただき感無量

（通信員 阿部 孝太郎）

